



働く条件を口頭で伝えられた。



働くことが決まったら会社は労働者（アルバイトも含む）に働く条件を書面（労働条件通知書など）で明示することが決められています。

「労務の提供」「賃金を支払う」
を約束することが労働契約
です。



口約束はトラブルのもと
働く条件を書面で確認!